



# 保育所等に 在園している方へ

☆認可保育所・地域型保育事業（認可家庭的保育事業・認可小規模保育事業・認可事業所内保育事業・認可居宅訪問型保育事業）に在園している方へのご案内です。  
認定こども園も原則、同様の手続きとなりますが、一部異なる場合もありますので園にご確認ください。

## 家庭状況・支給認定内容に変更があった場合

保育所等は保育が必要なお子さんをお預かりする施設です。入園後も継続して、保育を必要とする状態が続いていることが必要です。次のような変更があった場合は、変更があった時から2週間以内に、変更届の提出など必要な手続きを行ってください。また、変更があった際は園にも必ず伝えてください。

- 勤務先、勤務状況等の変更
- 保護者等世帯の構成、状況の変更（出産・結婚等）
- その他家庭の状況の変更



### ※現況調査等

教育・保育給付支給認定の現況調査を年1回おこないます。

調査では保育の必要性を確認できる書類（保護者の就労証明書、在学証明書、診断書等）と「現況届」を提出していただきます。保育の必要性が確認できない場合は退園となる場合があります。

## ▶休園（保育の停止）

お子さんの傷病等により、一時的に保育所等へ通園できないことが医師の診断書等により明らかな場合、休園届と診断書等を提出する事で休園することができます。休園は一月単位です。詳しくは教育・保育支給認定係にお問い合わせください。

### (1) 開始時期

- ①医師の診断日（初診日）が月の初日：その月の初日から。
- ②医師の診断日（初診日）が月の途中：翌月の初日から。

この場合休園する前の期間は、欠席扱いとなります。

### (2) 休園期間

最長で2か月（欠席期間は含まない）

### (3) 保育料の免除

休園届が提出され、診断書等により休園期間が確認できた場合は、休園期間中の保育料は免除となります。

## ▶退園

以下の場合には退園となります。

- 育児休業中に入園後、翌月1日までに元の職場へ復職しないとき（P26）
- 求職中の要件で90日以内に就労を開始し、就労証明書等の提出ができない場合
- 入園期間が決められている場合に、入園承諾期間が満了したとき
- 家庭での保育が可能になったとき
- 転出される時
- 支給認定期間中に保育の必要性の事由がなくなった場合
- 就労内定で入園決定後、入園月の末日までに就労証明書等の提出ができない場合
- 保育所を利用しない期間が2か月に達したとき（里帰り出産を含む）
- 幼稚園や認可保育所等に二重在籍する場合

※中野区認可保育所等に在籍しながら里帰り先の保育所等に在籍する場合も含まれます。

この他、入園要件に該当しない場合が生じた際は退園となります。

### (1) 退園手続き

退園届（区様式）を教育・保育支給認定係へ早めに提出してください。退園届が提出されない場合、その月分の保育料は納めていただきます。

### (2) 中野区外へ転出後も引き続き通園を希望される場合

中野区外へ転出し、引き続き同じ認可保育所・認定こども園に通園を希望される時も、「退園届」の提出が必要です。転出先の区市町村に改めて教育・保育給付支給認定申請と入園申込みを行う必要があります。

**※ 保育料を滞納している方、求職中の方は転出後に引き続き通園することはできません。地域型保育事業は、中野区を転出した場合に引き続き通園することはできません。**

## point



電子申請でもお手続きができます。

